

田辺市立地適正化計画策定業務に係るプロポーザル方式
質疑書に対する回答

(質疑書受理順に記載)

NO.	質疑	回答
1	仕様書P. 2に記載されている「主任技術者」とは、管理技術者のことを指しているのか。	仕様書第8条第1項で規定する「主任技術者」は、同条第2項で立地適正化計画策定業務に精通し、業務の十分な実務経験を有する者としており、業務の技術上の管理、統括等を行う技術者として配置することとしています。
2	仕様書P. 4(2) 市民アンケート調査の実施について、設問設計・調査票の作成は市で行うことを想定しているのか。	仕様書【1年目業務内容】(4)では、市が作成した調査票に基づき調査を実施することとしています。市民アンケートは、計画策定に必要な基礎情報として重要であることから、設問の内容や調査票の構成を含む実施内容については、事業者と協議の上で構築する必要があると考えています。
3	会議等運営支援に係る各種会議や住民アンケート、住民説明会、パブリックコメントの実施について、想定時期はあるか。	仕様書記載のとおりです。